

京都大学生存圏研究所生存圏データベース利用内規

第1条 京都大学生存圏研究所（以下「研究所」という。）の生存圏データベースは、「研究所が所有する電子データベース」及び「材鑑調査室」で構成され、電子データベースの利用についてはこの内規で定め、材鑑調査室の利用については別途「材鑑調査室共同利用内規」に定める。

第2条 生存圏データベース共同利用・共同研究専門委員会が作成する電子データベースを構成するデータの内容は、以下の通りとする。

- (1) 宇宙圏電磁環境データ
- (2) レーダー大気観測データ
- (3) 赤道大気観測データ
- (4) グローバル大気観測データ
- (5) 木材多様性データベース
- (6) 有用植物遺伝子データベース
- (7) 担子菌類遺伝子資源データ

第3条 電子データベースの利用資格については、商用に供しない学術研究及び教育のために利用する場合は利用の制限を設けない。ただし、例外的に利用の制限が発生する場合は個別に対応するものとする。

第4条 電子データベースの利用条件については、以下のとおりとする。

- (1) 取得したデータを他人に譲渡することを禁止する。
- (2) 本データベースを利用して執筆した学術論文・報告書には、その旨を明記し、提出すること。

第5条 共同研究期間については、電子データベース利用にあたり特に設定するものではなく、随時開始し、必要に応じて利用を続けることとする。

第6条 この内規に定めるもののほか、電子データベースの利用に関し必要な事項は、生存圏データベース共同利用・共同研究専門委員会の議を経て所長が定める。

附 則

1. この内規は令和6年4月1日から施行する。

附 則

2. この内規は令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。